

EU 競争法の最新判例

欧州司法裁判所 2017年1月18日判決

東芝 vs. 欧州委員会、C-623/15

事案の概要

東芝は、ブラウン管テレビおよびコンピューター用ディスプレイの製造・販売を行っていたが、2003年3月31日以降、ブラウン管（CRT）事業をパナソニック社（当時、松下電器）との合弁会社（東芝が35.5%の資本を保有、パナソニックが64.5%の資本を保有）である松下東芝映像ディスプレイ社（MTPD）に移した。

2012年12月5日、欧州委員会は¹、国際的なCRTメーカー数社について、欧州連合機能条約（以下、TFEU）第101条²において禁止される、価格操作、市場の分割、顧客割り当て、生産調整を行ったと認定し、カルテル行為を

¹ 欧州委員会、2012年5月12日、Comp/39-437, TV and Computer monitor tube

² TFEU 第101条：

加盟国間の取引に影響を与えるおそれがあり、かつ、域内市場の競争の機能を妨害し、制限し、若しくは歪曲する目的を有し、またはかかる結果をもたらす事業者間のすべての協定、事業者団体のすべての決定及びすべての協調的行為であって、特に次の各号の1つにでも該当する事項を内容とするものは、域内市場と両立しないものとし、禁止する。主に：

a 直接又は間接に、購入価格若しくは販売価格又はその他の取引条件を決定すること（価格協定）

b 生産、販売、技術開発又は投資を制限し又は規制すること

c 市場又は供給源を割り当てること

d 取引の相手方に対し、同等の取引について異なる条件を付し、当該相手方を競争上不利にすること、

e 契約の性質上又は商慣習上、契約の対象とは関連のない追加的な義務を相手方が受諾することを契約締結の条件とすること（...）

全世界で実施したと発表した。欧州委員会が認定したのは、コンピュータのモニター用ブラウン管（CDT）とテレビ用ブラウン管（CPT）の市場における2件のカルテルであり、計7社3の企業がカルテルに参加したとみなされ制裁金を科された。

欧州委員会の決定によれば、CPTカルテルは1997年12月3日から2006年11月15日まで継続した。東芝、パナソニックとMTPD社は、このCPTカルテルに関与したと認定された。欧州委員会は、2000年5月16日から2003年3月31日までの期間に、東芝が単独でカルテル行為に加わったとして、2800万ユーロ（約38億円）の制裁金を科した。また、2003年3月31日（MTPD社が設立された日）から2006年11月15日までの間のカルテル行為について、欧州委員会は、東芝、パナソニックとMTPD社3社に対し、連帯して8673万ユーロ（約103億円）の制裁金を科した。

欧州委員会の決定に対して東芝が上訴したのを受けて、2015年9月9日⁴、第一審裁判所は、2000年5月16日から2003年3月31日の間、東芝が単独でCPTカルテルに関与したという欧州委員会の決定については証拠が不十分であるとして、2800万ユーロの制裁金を取り消した。さらに、2003年3月31日から2006年11月15日までの期間について、東芝、パナソ

³ サムスン SDI、Koninklijke Philips Electronics、LG Electronics、パナソニック、東芝、MTPD、Technicolor SA

⁴ 欧州第一審裁判所、2015年9月9日、T-104/13, Toshiba /Commission

ニック、MTPD 社に科された連帯制裁金 8373 万ユーロを 8282 万ユーロに減額することとした⁵。

2015 年 11 月 20 日、東芝は、第一審裁判所の判決に対して欧州司法裁判所に控訴した。東芝は、TFEU 第 101 条が定める「事業者」の概念について、第一審裁判所の法令の適用に誤りがあると主張した。東芝は、子会社である MTPD 社が行った競争法違反の責任を負う理由がないと考え、(I)東芝が MTPD 社の事業に対して決定的な影響を与えており、(II) 東芝、パナソニック及び MTPD 社がいわゆる「単一経済事業体 (single economic unit)」を形成していたとする第一審裁判所の判断は誤りであると主張した。

だが、欧州司法裁判所は、2017 年 1 月 18 日の判決によって、東芝、パナソニック、MTPD 社が単一経済事業体によるカルテル行為を行ったとして、3 社に対して連帯して制裁金 8282 万ユーロを科すことを確定した。

欧州競争法における単一経済事業体と親会社の責任

欧州連合とフランスの競争法における責任の法的制度は特別である。フランスの会社法の視点で見れば、一定の例外的な場合を除いて、親会社は子会社の行為について責任を負う事はまずない。しかし競争法においては、子会社が競争法違反を行った場合、親会社は「単一経済事業体」として子会社と連帯して責任を負わなければならない。

TFEU 第 101 条における「事業者」の概念は、欧州司法裁判所の判例を見ても幅広く解釈されている。法的形態や資本関係にかかわらず、経済的な活動を行なうあらゆる事業体が含まれ、個人と法人間でも単一経済事業体を構成しうる⁶。

欧州競争法に基づき親会社と子会社が単一経済事業体を構成するかどうかの判断において

重要となるのは、親会社が子会社に対して「決定的な影響力」を持っているかどうかである。欧州司法裁判所の判例を見ると、親会社が子会社の 100%又はほぼ 100%の資本を保有している場合、「決定的な影響力」を持っていることが推定される⁷。この推定を覆すことは理論的には可能だが実際は困難である。推定を覆すには、子会社が親会社から完全に独立して行動しており、事業戦略を単独で決定していたことを立証しなければならない。

もし親会社が子会社に対して決定的な影響力を及ぼしたことの推定がない場合（親会社が子会社の資本の 100%又はほぼ 100%を保有していない場合）には、欧州委員会は、例えば以下のような事実について立証しなければならない。

- ・ 子会社の営業方針が親会社の方針に一部又は全体が従っている。⁸
- ・ 親会社の取締役会が子会社の事業を常に把握している（情報提供を受けている）。⁹
- ・ 親会社が子会社の契約関係に関与している。¹⁰
- ・ 子会社の経営陣が親会社の人員で構成されている。¹¹
- ・ 子会社の取締役会が、親会社において戦略的重要ポストで仕事をしている/していた者で構成されている。¹²

上記の証拠が欧州委員会によって累積的に証明された場合、親会社が子会社に対して決定的な影響力を及ぼしていたと認定され、単一

⁷ 欧州委員会は、子会社の資本の 100%を親会社が保有している場合（2009 年、9 月 10 日、C-97/08、Akzo Nobel/Commission）または 98%を保有している場合（2009 年 9 月 29 日、C-521/09、Elf Aquitaine SA/Commission）、親会社は子会社に対して「決定的な影響力」があると推定している。逆に、子会社の資本を 80%しか保有していない親会社は、「決定的な影響力」があるとは推定されない（第一審裁判所、2013 年 3 月 14 日、T-587/08、Fresh Del Monte Produce/Commission）

⁸ 欧州第一審裁判所、1994 年 10 月 6 日、T-83/91、Tetra Pack International SA /Commission

⁹ 欧州第一審裁判所、1993 年 4 月 1 日、T-65/89、BPB Industries et British Gypsum/Commission

¹⁰ Tetra Pack International SA /Commission 上記判決

¹¹ 欧州委員会、1993 年 12 月 21 日、n°94/19/CE、Sea Containers/Stena Sealink

¹² 欧州第一審裁判所、2011 年 7 月 12 日、T-132/07、Fuji Co Ltd/Commission

⁵ 第一審裁判所は、欧州委員会が、企業が提出したより正確な数字を考慮しなかった為、制裁金算定のガイドラインに反すると判断した（ガイドライン 2006/C210/02）

⁶ 欧州司法裁判所、2014 年 4 月 10 日、C-231/11、Siemens Osterreich / Commission

経済事業体の存在が認められることになる。もし単一経済事業体が存在するとみなされ、構成する企業の一社でも競争法違反を行った場合、単一経済事業体を形成するすべての企業が連帯責任を問われ制裁金を科せられる事になる。

東芝の事案における証拠

東芝は MTPD 社の資本の 35%しか保有していなかった為、欧州委員会は、決定的な影響力の推定ができなかった。よって、単一経済事業体が存在したと結論付けるにあたり、欧州委員会は、東芝（及びパナソニック）がかかる影響力を行使していたことについて証明しなければならなかった。

欧州委員会（及び欧州第一審裁判所）は、下記の事実にもとづいて、親会社である東芝とパナソニックが共同で MTPD 社の経営戦略を決定していたと判断した。

- MTPD 社の定款及び同社の設立のための協定において、親会社である東芝とパナソニックが MTPD 社の経営戦略に関する決定について拒否権¹³を与えられていた。
- MTPD 社の取締役会を構成する 10 人の役員のうち、6 人がパナソニックから任命され、4 人が東芝から任命されていた（うち 1 人は東芝と MTPD 社両社の役員であった）。
- MTPD 社の社長はパナソニックが任命し、副社長は東芝が任命していた。
- MTPD 社の重要ポストは東芝とパナソニックの幹部によって占められていて、MTPD 社を退社した後も東芝とパナソニックの重要ポストに就任した。
- 東芝とパナソニック両社で MTPD 社の営業上及び財務上の目標を含むビジネスプランを決めていた。
- 重要な決定を下す必要がある場合、MTPD 社の経営陣は、東芝とパナソニックに事前に相談して承諾を得ていた。

¹³ 東芝は、実際にはこの拒否権を行使したことがないと主張したが、欧州第一審裁判所は、行使しなかった事によって MTPD 社の経営戦略を承認したと認識した。

- MTPD 社の比較的少額の支出に関する決定も含めて東芝は拒否権を持っていた。
- MTPD 社の子会社 2 社の閉鎖に対しても東芝が承諾した。

上記の事実をもとに、欧州司法裁判所は、(I) 東芝が MTPD 社に対して決定的な影響力を行使し、(II) MTPD 社とパナソニックと共に単一経済事業体を構成していたとする第一審裁判所（間接的に欧州委員会）の判断には誤りがないとし、よって、東芝の上告を却下し、パナソニックと MTPD 社との連帯責任を命じた第一審裁判所の決定を支持した。

よって、**欧州競争法上、親会社は、子会社が行った競争法違反に対して、自ら違反行為に加わっていなくても、子会社と単一経済事業体を構成することを理由として、連帯して責任を負うことになる。**

親会社への経済的影響

単一経済事業体が競争法違反に問われた場合、制裁金はその事業体を構成する法人・自然人すべてに連带的に科せられる。

その上、欧州競争法上、制裁金の上限金額は、違法行為をした子会社だけでなく単一経済事業体の全世界の売上げの 10%¹⁴の金額であるから、かなり高額となりうる。

また、連帯責任によって、単一経済事業体を構成する一法人・企業のみが、当該事業体に科せられる制裁金の全部を支払わなければならない事もある（実際に、欧州委員会は支払能力が高い親会社に制裁金の支払を請求する）。

¹⁴ 欧州連合機能条約第 81 条及び第 82 条(現第 101 条と第 102 条)に基づく競争規定の施行に関する欧州規則 2002 年 12 月 16 日第 1/2003 号

一法人が制裁金の全額を払った場合、単一経済事業体を構成する残りの法人に負担金額を請求することが出来る。その場合に、国内の裁判所または、事業体を構成した企業間で分担に関する契約を交わして解決することになる¹⁵。欧州委員会は、単一経済事業体を構成する個々の法人の関与や役割については判断せず、事業体として責任を負わせ、責任の分配については国内裁判所に委ねている¹⁶。

ALTANA
VOCATS • PARIS

45 rue de Tocqueville • 75017 Paris, France
Tél. : +33 (0)1 79 97 93 00
www.altanalaw.com
www.altanalaw.com/ja/japandesk



COMPETITION LAW ATTORNEYS / JAPAN DESK

Jean Philippe Thibault - jpthibault@altanalaw.com

Benoît Van Bésien - bvanbesien@altanalaw.com / Tami Chida - tchida@altanalaw.com

Marjorie Dudon - mdudon@altanalaw.com / Pascal Souhei Mages - pmages@altanalaw.com

¹⁵ フランス法では、制裁金の分配はそれぞれの法人の責任の比重によって分配される。

¹⁶ 欧州司法裁判所、2014年4月10日、C-231/11, Commission/Siemens Österreich